

【県土整備部】

花とみどりの三重づくり条例案（仮称）素案（案）にかかる意見

意見 1 【第 4 基本的施策】

街路樹の剪定については、条例の趣旨や道路の機能を踏まえつつ、限られた予算の中で他の公共事業等へ影響を及ぼさないようメリハリをつけて進める必要があります。

また、地域の理解も十分に得ながら段階的に進めていく必要があると考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【趣旨】

街路樹の剪定については、令和 3 年度に策定した「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、条例の趣旨や道路の機能を踏まえながらメリハリをつけて行っていきます。

具体的には、景観等に配慮する道路については、その路線にふさわしい管理目標樹形にあわせた剪定を行うとともに、交通安全・防災等に配慮する道路については、視距の改善や枯損木の倒壊防止など、安全確保のために必要な撤去や間引き、樹種を変更するなど、道路の機能に応じた維持管理を進めます。

なお、良好な景観形成を図るためには、それに応じた剪定費用の確保が必要であるため、限られた予算の中で他の公共事業等へ影響を及ぼさないよう、しっかりとメリハリをつけながら進める必要があると考えています。

また、景観形成や交通安全など、街路樹管理に求める地域の声も様々であるため、地域の理解も十分に得ながら段階的に進めていく必要があると考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【県土整備部】

花とみどりの三重づくり条例案（仮称）素案（案）にかかる意見

意見2【附則】

（1）施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第5 基本計画」及び「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定は、令和●年●月●日から施行する。

（2）準備行為

推進会議の委員の選任のために必要な行為その他の「第6 花とみどりの三重づくり 推進会議」の規定の施行のために必要な準備行為は、「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定の施行の日前においても行うことができる。

と規定されているが、

- ・基本計画の策定には、条例制定からおおよそ1年程度かかること。
- ・「第4 基本的施策」及び「第7 施策の推進」に規定されている項目は、基本計画に基づき準備や実施を行うものであること。

をふまえ、施行期日や準備行為の規定をご検討いただきたい。

【趣旨】

「第4 基本的施策」や「第7 施策の推進」については、新たに策定する基本計画に基づき準備や実施していくものと考えられます。

基本計画の策定には、準備期間も含め、条例制定からおおよそ1年程度かかることを考慮すると、「第4 基本的施策」や「第7 施策の推進」の規定についても、「第5 基本計画」「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定と同様に条例公布日と異なる施行日や準備行為の規定を設け、条例のすべての条項が施行されるのは、事業計画・組織体制・執行予算が整った令和6年度となるようご検討いただきたい。

【農林水産部】

花とみどりの三重づくり条例案（仮称）素案（案）にかかる意見

意見 1 【逐条解説】

逐条解説においては、県民や事業者の皆さんをはじめ、市町などの関係機関が条例の内容を十分に理解できるよう、各条項について、具体的に分かりやすく記述していただきたい。

【趣旨】

本条例は、県民や事業者の皆さんの役割として、花とみどりの積極的な活用や県が実施する施策への協力について規定するとともに、市町に対し花とみどりの活用の推進を求めることとしています。

条例の実施にあたっては、県民や事業者の皆さん、市町などの関係機関に条例の内容を十分理解していただくことが大切です。

このため、逐条解説においては、各条項について、具体的に分かりやすく記述する必要があります。

※逐条解説素案（案）の各条項に関する農林水産部の主な意見は、別紙のとおりです。

逐条解説素案（案）の各条項に関する農林水産部の主な意見

<p>前文</p>
<p>「人を癒す効用」などについて説明がありますが、なぜこの時期に条例が必要となったのかということについても、「はじめに」の新型コロナウイルス感染症や街路樹に関する背景をふまえて詳細に記述されてはいかがでしょうか。</p>
<p>第2 基本理念 1 多様な主体の連携協力</p>
<p>国、市町等が連携、協力する必要性について、その趣旨が理解されるよう、連携、協力による効果の具体例を示しながら丁寧に記述されてはいかがでしょうか。</p>
<p>第2 基本理念 2 県民及び事業者の意識の高揚等</p>
<p>県民及び事業者が行う自発的な活動について、想定される具体例を示しながら丁寧に記述されてはいかがでしょうか。</p>
<p>第4 基本的施策 1 県有施設等における花とみどりの活用</p>
<p>自然公園施設（自然公園内の園地や歩道 例：東海自然歩道、大杉谷登山歩道など）において、自然そのままの植生を県民の方に見ていただくことも「施設の特性に応じた花とみどりの活用」に該当するという理解でよろしいでしょうか。また、「施設の特性に応じた花とみどりの活用」の具体例を示し、その解釈を明確にしてはいかがでしょうか。</p>
<p>第5 基本計画 趣旨</p>
<p>花き振興法第4条第1項では「都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（中略）を定めるよう努める」とされており、当該計画は花きの生産と消費に係る両面に関する計画です。「花とみどりの活用」に主眼を置く本条例案に基づく基本計画と花き振興法に基づく基本計画は、一部内容が重複する可能性があるものの、両者は目的を異とするものであることから、各々に作成されるものと考えており、なお書きの部分は削除してはいかがでしょうか。</p>
<p>第6 花とみどりの三重づくり推進会議 2 組織等</p>
<p>推進会議の委員について、二十人以内とされていますが、この人数の考え方・必要性について、丁寧に記述されてはいかがでしょうか。</p>